

セーフティネット保証5号認定（ロ）について

1. 対象者

（ロ）指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入れ価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者
 ※指定業種についてはあらかじめ中小企業庁のホームページで確認して下さい。

2. 申請パターンと要件

申請パターン	要件
営んでいる業種が全て「指定業種」の場合 →5号（ロ）①	(1) 原油等の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇していること。 (2) 売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が20%以上占めていること。 (3) 最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。
主たる業種が、「指定業種」である場合 →5号（ロ）②	(1) 主たる業種及び企業全体それぞれについて、原油等の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇していること。 (2) 主たる業種及び企業全体それぞれについて、売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が20%以上占めていること。 (3) 主たる業種及び企業全体それぞれについて、最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。
上記以外で、1つ以上、「指定業種」を営んでいる場合 →5号（ロ）③	(1) 指定業種に係る原油等の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇していること。 (2) 企業全体の売上原価のうち、指定業種に係る原油等の仕入価格が20%以上占めていること。 (3) 指定業種の最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が指定業種の前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。 (4) 企業全体の最近3か月の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、企業全体の前年同期の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合を上回っていること。

3. 認定申請に必要な書類 ※豊橋市ホームページよりダウンロードしてください。

共 通	認定申請書 ※市所定様式①～③のいずれか
	比率等計算明細表 ※市所定様式①～③のいずれか
	比率等計算明細表に記載した数値が確認できる書類
	許認可証の写し（許認可と要する業種の場合）
法 人	委任状（金融機関持込みの場合）
	商業登記簿謄本の写し（3か月以内に発行されたもの） 法人事業概況説明書の写し（直近1期分）
個 人	確定申告書一式の写し（直近1期分）

※必要に応じて、上記以外の書類（事業内容が分かる資料など）の提出をお願いすることがあります。

<お問い合わせ先>

豊橋市産業部商工業振興課 経営サポートグループ

TEL：(0532) 51-2432

FAX：(0532) 55-9090